



Title	運動部活動のあり方に対する日本教職員組合の見解に関する考察 教育研究全国集会（1951 - 1989）における各都道府県報告書を資料として
Author(s)	中澤, 篤史
Citation	教育と社会 研究, 21: 11-21
Issue Date	2011-12-01
Type	Journal Article
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10086/26384
Right	

運動部活動のあり方に対する日本教職員組合の見解に関する考察

——教育研究全国集会(1951-1989)における各都道府県報告書を資料として——

一橋大学 中澤篤史

1. 問題関心と本稿の目的

日本の学校教育には運動部活動がある。学校は教科教育だけではなく、教育課程に含まれない活動でありながら、運動部活動としてスポーツの機会も用意してきた。教師は授業だけでなく、たとえばスポーツの経験が無く負担を被る場合でさえも、運動部活動の指導や運営を担当してきた。このように日本では、一見すると教育とは無関係に思われるスポーツを教育活動として編成してきた。しかし、運動部活動が日本ほど大規模に成立している国は、他に無い¹⁾。つまり、運動部活動の大規模な成立状況が示唆しているのは、スポーツと教育の日本特殊的関係である。本稿は、そうしたスポーツと教育の日本特殊的関係がいかにして構築されてきたのかを探究する一環として、戦後における中学・高校運動部活動の歴史的展開を、日本教職員組合に注目しながら跡づけようとする試みである²⁾。

日本の教師は、教育とは無関係に思われるスポーツをどのように意味づけてきたのか、そして、なぜ消極的ながらも運動部活動を支え続けてきたのか。こうした問いに先行研究は答えられない。教育史の領域では、それが教育課程に含まれないこととも関連して、運動部活動の史的展開に触れてこなかった。ただし体育・スポーツ史の領域では、本稿で扱う運動部活動の戦後史を、井上(1970)、木下(1970)、前川編(1973)、竹之下・岸野(1983)といった体育・スポーツの通史的な研究、木村(1969)の戦後教育改革研究、関(1997)や内海(1998)の体育・スポーツ政策研究が部分的に記述してきた。しかし、これらの研究は、もっぱら政策面に注意が向けられ、その実際の担い手である教師集団に十分な注意が払われていない。これは、先行研究の大きな限界である。なぜなら、運動部活動は教育課程外の活動であることから、

文部省を中心とした政策それ自体が実態に与えた影響は間接的なものに過ぎなかったからである。むしろ運動部活動のあり様は、現場の教師たちの考え方や取り組み方に強く左右された。そのため、運動部活動の戦後史を描くためには、政策という外部の輪郭を描くだけでなく、その内部にあった教師集団の意識のあり様を看過できない。

そこで本稿では、運動部活動のあり方に対する教師集団の意識を考察するため、日本教職員組合の見解に注目する。日本教職員組合(以下、日教組)は、1947年に結成された日本最大の教職員組合であり、わが国の戦後教育へ多大な影響力を及ぼしてきた。とりわけ、運動部活動については、その教育的意義や指導・運営の仕方、それにかかわる教師の負担に関して活発に議論し、実際のあり方へ大きな影響を与えてきた。この日教組が示してきた運動部活動に対する見解は、教師集団の代表的な意識であると見なすことができ³⁾、運動部活動の戦後史を記述する上で、重要な分析対象であるといえる。

こうした日教組と運動部活動の関係を検討した唯一の先行研究として、体育学者の正木健雄による素描的な1975年の論文がある。正木が明らかにした成果をまとめると、まず、日教組による全国レベルの初の見解は、1970年に発表された「教職員の労働時間と賃金のあり方」の中にあるという。そこでは、教師にとって負担となっている運動部活動は、教師の本務には含まれない社会体育⁴⁾の領域に属する活動であり、今後は社会体育化すべきであることが示された。しかし、その後展開した都道府県レベルの運動を背景にして、1974年に日教組内の教育制度検討委員会が作成した「日本の教育改革を求めて」では、先の見解とは異なり、運動部活動を積極的に保障しようとする見解が示されたという。このように日教組の見解にズレがあったことを明らかにした点は、正

本論文の重要な成果である。ただし、こうした見解のズレが生じた理由や、それがもたらした帰結について、正木の考察は及んでいない。この点は正木論文の限界である。

本稿の目的は、この正木の研究成果を引き継ぎながら、運動部活動のあり方に対して日教組がいかなる見解を示してきたかを考察することである。具体的には、1970年の「教職員の労働時間と賃金のあり方」と1974年の「日本の教育改革を求めて」以降、日教組の全国レベルの見解はいかなる変遷を辿ってきたのか〔課題A〕、当初の見解とは異なる、運動部活動の積極的保障という見解の背景には、都道府県レベルで、どのような運動があったのか〔課題B〕、運動部活動の社会体育化／積極的保障という見解のズレは、いかなる帰結をもたらしたのか〔課題C〕、という3つの課題に対して、教育研究全国集会における各都道府県報告書を中心とした日教組関連資料を用いて検討する。

2. 方法と資料

2-1. 分析の枠組み・レベル・時期

はじめに分析枠組みについて、本稿では、日教組を労働組合の側面と教育研究団体の側面の両側面から検討する。なぜなら、日教組はこれら両側面を併せ持った組織であるからであり、運動部活動の議論も、それぞれの側面から互いに違った特徴を持って行われたと考えられるからである。このように日教組の両側面に注目する点は、本稿の方法論的特徴であるといえる。日教組は、これまで政治と教育を考える諸研究で重要な対象として取り上げられてきた。そこでの日教組の取り上げ方は、いわゆる55年体制における政治領域での保守と革新の対立に関連づけながら、教育領域での文部省・教育委員会と対立する組織として日教組を位置づけるものである(Thurston, 1973; Duke, 1973; Aspinall, 2001)。ただし注意すべきなのは、日教組が文部省・教育委員会と対立する論点は、労働組合の側面と教育研究団体の側面で異なることである。日教組は、一方で労働組合として、労働者としての教師の権利・生活・福祉を守るために運動を展開し、労働条件をめぐって文部省・教育委員会と対立してきた。もう一方で

日教組は、教育研究団体として、教育の機会均等や、子どもの自主性の尊重・育成および教師による教育活動の自主編成を基調とした「民主教育」を追求し、教育のあり方をめぐって文部省・教育委員会と対立してきた。本稿では、こうした労働組合／教育研究団体という日教組の両側面に注意を払い、それぞれの側面から行われた運動部活動の議論を検討する。

つぎに分析レベルについて、本稿では、全国レベルの動向だけでなく、都道府県レベルの動向も検討する。日教組は、全国レベルで統括された組織ではあるが、必ずしも一枚岩の組織ではない。日教組の最小単位は「分会」と呼ばれる各学校の組織であり、それらが各地域で「支部」と呼ばれる集団を組織し、さらにその上位では各都道府県で都道府県教職員組合を組織している。そしてこれらの組織が独自に、多様な研修会や実践検討会を行ってきた。日教組の運動は、こうした全国／都道府県／地域／学校という階層の中で、それぞれが相対的に独立しつつ、全体としてのまとまりを形成してきたといえる。本稿では、こうした日教組の階層性に注意を払いながら、全国レベルと都道府県レベルの双方の動向を検討する。

そして分析時期について、本稿では、日教組結成時からの動向を概観しながらも、とりわけ1960年代から1980年代後半までを中心とする。分析の開始時期を1960年代とする理由は、この時期から日教組内で運動部活動の議論が盛んに行われ始めたからである。議論の詳細は後述するが、当時の社会背景として、1964年の東京オリンピック開催、1966年のユネスコ「教員の地位に関する勧告」、1969・1970年の中学・高校学習指導要領改訂による「必修クラブ活動」設置などがあった。これらの社会背景と関連しながら、1960年代以降に、日教組では運動部活動のあり方について活発に議論され、とくに運動部活動の社会体育化／積極的保障という対抗的な見解がぶつかり合った。分析の終了時期を1980年代後半とする理由は、1989年に全日本教職員組合との分裂に至ったことで、日教組の組織のあり方および運動の内容や方向が変わり、全教職員に対する組織率も大きく減少したからである⁹⁾。以上から、本稿では、1960年代から1980年代後半を分析時期とする。

2-2. 使用する資料およびその批判

本稿で中心的に使用する資料は、教育研究全国集会で報告された各都道府県の報告書である。教育研究全国集会（以下、全国教研）は、日教組が1951年から今日まで年一回開催している、教育現場の実践や問題を発表・討議する全国集会である。全国教研の発表者は、基本的に、各学校や各地域での発表・討議を経た後に、各都道府県の代表として選ばれた者であり、その発表内容がまとめられた各都道府県報告書は、それぞれの都道府県における実践や問題を代表したものと見なすことができる。筆者は、1951年から1989年までの全国教研において、運動部活動について議論された各都道府県報告書128本を蒐集した⁹⁾。その一覧を本稿末の表1に示す。なお、全国教研は、テーマごとに設立された分科会で構成されているが、本稿で扱う運動部活動については、専門的分科会はなく、「保健・体育」「生活指導と学校行事・クラブ活動」「職場の民主化」「教育課程」など多様な分科会で議論されている。そのため蒐集作業は、『日本の教育』に掲載された題目等の目録を手がかりに、関連しうる分科会の報告書のすべてを目視確認して遂行するように努めた。

本稿では、都道府県レベルの動向を検討するために、これを中心として用いることとし、引用の際には「ID番号」として引用先を表記する。その他に、全国教研全体の報告書である『日本の教育』の関連する記述、日教組の機関誌である『教育評論』の関連記事、日教組編纂の組合史や各種報告書も蒐集し、適宜参照した。

そして資料批判について、全国教研の各種資料を用いた先行研究（荻谷、1994；相澤、2003、2005a、2005b、2005c）も参考として、言及しておく。全国教研の資料の強みは、教師たちの意識の変化を長期間にわたって辿ることができる点、そして、日本の教師の姿を一定程度代表している点にある（荻谷、1994、p.240；相澤、2005a、p.68）。しかし、その弱みとして、議事録が存在しないことから教研集会での議論の詳細を辿ることができない。そのため、それぞれの個別報告内容が日教組内で、どのように受けとめられたのかを、単一の各都道府県報告書の記述からでは検討できない。これは、本稿の課題B・Cに取り組む時に、

実際には日教組内の大多数が反対したかもしれない特異な各都道府県報告書の記述を、日教組の代表的な見解や運動と誤読してしまう危険性があることを示唆している。つまり、時期や地域によってばらつきのある各都道府県報告書の記述から、どのように日教組内で共有された見解や運動を抽出するかという、データの信頼性確保が問題となる。

この問題に関して、相澤（2005b、p.191）は、各都道府県報告書の内容を下に講師がまとめた『日本の教育』の記述をもって、「教研集会において、参加者が概ね了承した、あるいは多くの賛同を得た事項の記録」と見なす手続きを採用している。たしかに、この手続きは有力であり、本稿でも、各都道府県報告書と『日本の教育』を照らし合わせて、データの信頼性確保に努めた。しかし、この手続きは、相澤が論じた外国語分科会のように専門的分科会が有るテーマであれば十分に妥当であるが、運動部活動のように専門的分科会が無い場合には、必ずしも十分ではない。なぜなら、『日本の教育』における総括的な記述は、各分科会に分散し、それぞれの記事の量も多くはないからである。

そこで本稿では、複数の各都道府県報告書が同一の内容を記述している場合に、データとして最低限の信頼性を確保できたと判断し、それを日教組内のある集団によって共有された見解や運動と見なした。つまり、一度しか報告されなかった内容は日教組内で共有された見解や運動と見なさず、繰り返し報告されたもののみを共有された見解や運動と見なした。この手続きによって、特異な記述内容を代表的なものとして誤読してしまう危険性をいくらか排除しながら、日教組内の多様な見解や運動を抽出することができる。ただし、この手続きは、各見解や各運動が日教組内でどれくらい共有されたかを測定し、どれが支配的な見解や運動であったかを特定するものではない。この限界を考慮した上で、本稿では、どのような見解や運動が共有されたかという、見解や運動のパターンを提示し、それらの相互関係を記述する。

3. 分析結果と考察

3-1. 課題A：全国レベルの見解はいかなる変遷を辿って来たのか

1970年の「教職員の労働時間と賃金のあり方」と1974年の「日本の教育改革を求めて」以降の日教組の全国レベルの見解が示された資料として、ここでは3つ挙げる⁷⁾。1つ目は、1976年に日教組内の中央教育課程検討委員会が作成した「教育課程改革試案」である。その中で、自治的諸活動の一つとして部活動について触れられ、教師はそれを民主的・自治的組織に発展させねばならず、学校はそのための条件整備につとめなければならないと記されている⁸⁾。これは、運動部活動を積極的に保障しようとする見解といえる。

2つ目は、1983年に日教組内の第二次教育制度検討委員会が作成した「現代日本の教育改革」である。その中で、部活動は生徒の自主性を育てる意義を持っており、生徒の希望に応じた自主的選択の場として重要であると記されている⁹⁾。これも、運動部活動を積極的に保障しようとする見解といえる。

3つ目は、1988年に日教組権利確立対策委員会がまとめた「部活動についての基本的な考え方」である。この中で、部活動にかかわる教員の問題点として、無定量化指導時間からくる本務への障害などを指摘し、部活動は、「本来は社会教育の領域に属するものである」と記されている。ここでは、学校が計画する教育活動として職務に含まれる部分がある、と認める記載も見られるが、それも勤務時間内に限るという留保が付けられ、さらに顧問に就くかどうかには当たっては、「教員の希望と自発性」を尊重せねばならず、「教員の健康や福祉」に配慮せねばならない、と指摘された。その上で、「将来的には社会教育に移管することを目標として運動を進めるべきである」と記されている（日本教職員組合権利確立対策委員会、1989、pp.55-70）。先の2つと異なり、ここでは、運動部活動を社会体育化しようとする見解が示されている。

以上を小括すれば、運動部活動の社会体育化という当初の見解に対抗して、積極的保障という見解が1970年代に現れ、それは1980年代前半まで

続いていた。しかし、積極的保障の見解は、1980年代後半には後景に退き、再び運動部活動の社会体育化という見解が前面へ出てきた。つまり、日教組の運動部活動に対する全国レベルの見解は、1970年代初頭を画期として社会体育化から積極的保障へと移り、1980年代中頃を画期として再び社会体育化へと戻っている。こうした見解の変遷の背景にあった運動を、つづいて分析する。

3-2. 課題B：積極的保障という見解の背景に、都道府県レベルのどんな運動があったのか

運動部活動を積極的に保障しようとする見解の背景には、1964年の東京オリンピック開催と関連した、選手中心主義を否定しようとする運動と、1969年・1970年の学習指導要領改訂と関連した、必修クラブ活動を否定しようとする運動があった。順に説明する。

1959年に東京オリンピック開催が正式決定し、それに巻き込まれるように、1960年代に運動部活動は競技性を高めていった。1959年の保健体育審議会答申「スポーツ技術の水準向上について」や1960年の同答申「オリンピック東京大会の開催を契機として国民とくに青少年の健康、体力をいっそう増強するために必要な施策について」では、運動部活動を通じた技術向上や体力向上が求められた。さらに、1961年の文部省通達「学徒の対外運動競技について」や、1961年の保健体育審議会答申「学徒の対外運動競技の基準について」では、それまで教育上の観点から制限されていた中学生の宿泊を伴う遠征や、中学校水泳競技の全国大会が認められた。こうした社会背景の中で、運動部活動は、競技性を高め、一部の生徒を一流選手として養成する場へと変質していった。

日教組は、こうした動向を「選手中心主義」として厳しく批判し、それを否定する運動を繰り広げた（ID8・10・39・54・89）。批判の論点には、まず競技熱が高まり、活動時間や大会参加が増えたことで、教師の負担が重くなったことがあった（ID8・10・18・20・23）。つづいて、勝利を求めて厳しくなり、生徒が自由にスポーツをたのしめないとして、生徒の自主性を損なう点が問題視された（ID4・25・89）。また、学校教育がオリンピックに振り回される状態は「スポーツの教育支配」で

あるとして、教育活動の自主編成を妨げる点も批判された (ID10・24・37)。そして何よりも強く批判されたのが、機会の不均等という問題であった (ID2・4・9・10・11・17・20・23・24・89)。「選手中心主義・結果主義に走る余り、一般生徒に対する考慮がうすれ」ており、「特定の強い選手だけが施設、用具を独占する傾向」は、能力の違いによる「差別」であると厳しく批判された (ID10)。競技性を高め厳しさを増す運動部活動は、「一層の無理を生徒に要求し、ついていけない生徒は『根性』のない落伍者として、容赦なく切り捨て」ていると問題視された (ID24)。その問題を解決し、「スポーツに親しもうとする者、或いは下手ながらできるだけ練習をしてみようとする者にも同じようにその場を与えてやらなければならない」 (ID10)。だから、「全員参加をめざす必修性クラブの振興をはかる必要がある」 (ID11) と主張された。

この機会の不均等という問題は、政策として、1969年・1970年の学習指導要領改訂で、授業として全生徒を対象に実施する「必修クラブ活動」が特別活動内に設置されたことで、解決されたかのように見えた。しかし、日教組は、この必修クラブ活動を激しく批判し、それを否定しようとした。批判の論点には、これまで以上に増大した教師の負担の問題 (ID26・46・51・53・62・82・85・92・93・98)、そして施設・用具の不足や評価の難しさといった技術的な問題もあったが (ID26・46・51・53・56・64・72・85・93・102・128)、特に大きかったのは、必修クラブ活動が、日教組の理想とする民主教育の実現を阻害するという点であった。

詳しく述べると、まず、生徒の自主性を損なうという観点から、必修クラブ活動は批判された (ID36・39・42・43・51・53・54・55・61・66・70・72・77・78・82・84・87・91・95・96・98)。「自発性、自主性をたてまえとするクラブ活動は、全員加入の強制と相容れない」 (ID53) というわけである。そして、教師による教育活動の自主編成を妨げるといふ観点からも、批判された (ID42・43・66・70・78・79・87)。日教組は、予てから教育活動の自主編成を進めようとしてきたが、もっとも自主的であらねばならぬはずのクラブ活動ですら国家統制が及んできたことに危機感をおぼえ、「教科課程の編成権は学校現場にある」という立場から、「必修

クラブ反対闘争」を展開した (ID78)。必修クラブ反対闘争は、「教育の管理支配体制の強化」への闘争として位置づけられて広まっていった (ID79)。中には、必修でありながら実施しない学校が急速に増加していった熊本 (ID86)、必修クラブ実施の職務命令が出たことで問題がいつそう大きくなった福岡や鹿児島 (ID79・87)、組合員との対立から管理職が辞職を余儀なくされた大阪など (ID78)、闘争が激化した地域も少なくなかった。日教組は、「必修クラブを形だけでも導入せず、自主編成をめざす決意である。そして、そのような行動こそが教育権、学習権の確立＝職場の民主化を実現するものである」 (ID66：傍点は原文ママ) と考え、「一定のわく内にはめこまれたクラブの有り方を強く排斥するよう努力するとともに、独自の立場でクラブを受けとめ、生徒のために『よりよい』自主編成を急がねばならない」 (ID43) と運動を進めた。必修クラブ活動を阻止できるかどうか、自主編成運動を達成できるかどうかのメルクマールとなった。

こうした必修クラブ活動の否定運動の反動として、強制ではなく生徒が自ら参加し、教育課程外でありながら教師がかかわる、従来の運動部活動が再評価された (ID55・70)。「『必修』クラブを止め、現行クラブを発展させる立場」 (ID70) が強く表明された。実際に、必修クラブ活動を運動部活動に吸収させる形で両者を「一本化」し、必修クラブ活動を実施しない、あるいは「内容的に骨ぬき」にししながら、運動部活動を充実させようとする実践が広まっていった (ID73・74・76・79・83・86・90・91・92・93・95・96・98・99・100・101・102・103・104・105・108・114)。ただし、その運動部活動は、選手中心主義の教訓から一部の生徒が参加するのではなく、「全生徒の参加による自主的、自治的活動でなければならない」 (ID91) とされた。この全員参加という理想は、必修クラブ活動で達成されていたように見えた。しかし、日教組にとって、「全員がクラブ活動に参加することと、授業の形態で押しつけてきている全員のクラブ制度とは全く別もの」 (ID42) であった。あくまで、「生徒自らが意欲的に参加することによって、その結果が全員参加になる」 (ID43) ことが求められたのである。

3-3. 課題C：社会体育化／積極的保障という見解のズレは、どんな帰結をもたらしたのか

こうした選手中心主義の否定運動と、必修クラブ活動の否定運動の経緯から、運動部活動を積極的に保障しようとする見解が立ち上がってきたが、それと同時並行的に、運動部活動が教師の肉体的・心理的・経済的負担になっているという問題は指摘され続けていた（ID2・6・7・8・10・18・21・22・23・26・34・35・40・53・57・67・68・101・112・116）。つまり、必修クラブ活動を運動部活動と一本化したとしても、『課外活動』の分野をどうするかという大問題は依然として残る（ID92）であり、『一本化』は部分解決であって、全面解決ではなかった（ID93）のである。

そうした状況の中で、1966年にユネスコ特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」で課外活動の負担について触れられたことを背景に、日教組は、1970年に「教職員の労働時間と賃金の在り方」を示し、運動部活動への従事に対して手当の支給を求めた。文部省と人事院は、1971年「教育職員調整額」、1972年「教員特殊業務手当」を制度化し、運動部活動の指導や対外試合の引率など、業務範囲の不明瞭な教員の特殊な勤務状況に対する手当をいくらか充実させた。しかし、それも充分とはいえなかった。日教組にとって運動部活動に伴う教師の負担は問題であり続け、その解決策のため、運動部活動の社会体育化を目指す機運が続いたのである（ID27・30・34・37・38・40・49・52・57・85）。

しかし、日教組内には、運動部活動の社会体育化に批判的な向きもあった。その理由は、社会体育の整備が進まないという技術的な問題（ID41・44・45・50）とは別に、必修クラブ活動の否定運動と同様に、日教組の理想とする民主教育の実現を阻害するからというものであった。社会体育では、参加するための金銭的な負担等から、スポーツ機会が「一部の子どものもの」になることが懸念され、機会均等の観点から批判された（ID29・44）。また、運動部活動を社会体育化してしまえば、「クラブをもっとやらせろ」という生徒からの要求に応えられないため（ID28・29）、自主性を尊重すれば、「自然に課外活動へと発展せざるを得まい」（ID100）として、生徒の自主性の観点からも

批判された。

加えて、さらに強く批判されたのが、教育活動の自主編成の観点からであった。日教組の見立てによれば、運動部活動の移行先として想定されている社会体育という領域は、日教組の目指す民主教育の正反対にある政府体制側の「非民主的な空間」であった。当時、学校外の地域社会では、政府の後押しを受けた日本体育協会が東京オリンピック開催に合わせてスポーツ少年団を組織したり、警察が柔剣道指導をしたり、自衛隊が屋外でスポーツ指導を展開したりしていた。日教組は、それらに「むき出しの反動性」（ID32）や「軍国主義の毒」（ID33）を見出し、その動向を、「軍国主義化への道を着実に進んでいる姿」（ID19）、あるいは「戦犯右翼の関係するスポーツ団体の教育支配」（ID101）と見立てて、強く警戒した。それゆえ、

日教組にとって、運動部活動の社会体育化は、そうした「非民主的な空間」に生徒を送り込むことを意味し、問題となったのである（ID47・54・63・71・80・91・103）。日教組の見立てでは、学校外の社会は改革すべき「非民主的な空間」であり、そうした社会を改革する拠点が「民主的な学校」であり、その担い手が「民主的な教師」であった。こうした見立てからすると、社会体育化に賛成することは、教師にとって「教育的な責任を放棄した形」となってしまう（ID39）。だから、あくまで学校を拠点に教師の手によって運動部活動を編成せねばならないと考えられた。それゆえ、日教組は、運動部活動の社会体育化に躊躇せざるを得なくなったのである（ID29・39・42・54・63・71・80・91）。こうした帰結として、日教組は、消極的でありながら、運動部活動を維持し続けることになった。

このように消極的ながら運動部活動を維持し続けたことで、教師の負担という問題は解消されずに指摘され続けた（ID125・126）。そのため、踏み切ることができなかった社会体育化の方向性が、1980年代後半に、再び日教組の中で摸索されるようになったと考えられる。

4. まとめ

以上の課題A～Cの解題を踏まえて、本稿の結論として、1960年代から1980年代後半までの日教組の運動部活動に対する見解の構図を表2に示した。この表は、選手中心主義・必修クラブ活動・社会体育化に対する日教組の見解について、労働組合の側面における負担軽減の観点からの評価と、教育研究団体の側面における機会均等・生徒の自主性・自主編成の観点からの評価を整理したものである。この表に沿って本稿の考察をまとめる。

日教組は、選手中心主義に対して、負担軽減、生徒の自主性、自主編成、そしてとりわけ機会均等の観点から否定した。これは機会均等を目指す運動につながったが、それを政策的に達成した必修クラブ活動に対しては、負担軽減、そして特に生徒の自主性と自主編成の観点から否定した。その結果、教師の負担は問題であり続けたが、それを抜本的に解決しようとする社会体育化に対しては、生徒の自主性、機会均等、そして特に自主編成の観点から大きく問題視され、結果的に躊躇した。

こうした日教組の見解を導いた要因として、2つ指摘したい。一つは、自主編成と負担軽減の間に生じる「教師の営みは教育か、それとも労働か」という葛藤である。日教組は、1952年に決定した「教師の倫理綱領」以来、教師を聖職者としてではなく「教育労働者」として再定義した。ただし、この「教育労働者」の具体的なあり方をさらに突き詰めれば、教師の営みが教育なのか労働なのかという葛藤に突き当たらざるを得ない。教育として

自主編成に乗り出せば労働として負担が重くなり、労働として負担軽減を目指せば自主編成が成し遂げられない。日教組は、労働組合と教育研究団体の間で、この葛藤を抱えざるを得なかったと考えられる。とりわけ、運動部活動の場合、そもそも教育かどうか判然としないスポーツであり、さらに労働かどうか判然としない課外活動であることから、この葛藤は一層深刻なものであったといえる。

もう一つは、機会均等と生徒の自主性の間に生じる「全生徒が自主的に参加するには、どうすればよいか」という難問である。日教組は、いわゆる能力主義批判との関連で教育の機会均等を推進し、同時に、強制教育に反対しながら生徒の自主性を尊重しようとしてきた。この動向は運動部活動にも及び、日教組は、運動能力の差に応じた運動部活動のあり方を批判しながらスポーツの機会均等を推進し、同時に、課外活動である運動部活動への参加には生徒の自主性を最大限に尊重しようとした。ただし、機会均等を目指すための強制は生徒の自主性を損なわせ、生徒の自主性に任せれば機会の不均等が起きる。日教組は、教育研究団体として民主教育を追求する中で、この難問に向き合わざるを得なかったと考えられる。

このように日教組は、「教育か労働か」という葛藤を抱えながら、「全生徒が自主的に」という難問に向き合わざるを得なかった。それゆえに、選手中心主義を否定し、必修クラブ活動を否定し、社会体育化に躊躇し、その帰結として、運動部活動を消極的に維持し続けることになったのである。

表2. 1960年代から1980年代後半までの日教組の運動部活動に対する見解の構図

	教育研究団体の側面			労働組合の側面	運動部活動への見解
	機会均等	生徒の自主性	自主編成	負担軽減	
選手中心主義	××	×	×	×	選手中心主義の否定 必修クラブ活動の否定 社会体育化の躊躇
必修クラブ活動	○	××	××	×	
社会体育化	×	×	××	○○	
	「全生徒が自主的に」の難問		「教育か労働か」の葛藤		→ 消極的維持の帰結

(註) 各観点から見た評価について、肯定を「○」、否定を「×」で示した。また、強く肯定する場合には「○○」、強く否定する場合には「××」を示した。

〔付記〕本研究は、平成 21～22 年度科学研究費補助金若手研究（スタートアップ）「運動部活動の存立構造に関する研究」（研究代表者：中澤篤史）および平成 23～26 年度科学研究費補助金若手研究（B）「学校運動部活動の歴史的展開に関する総合的研究」（研究代表者：中澤篤史）の研究成果の一部である。

註

- 1) 比較体育・スポーツ学の諸研究 (Resick and Erickson, 1975; Bennett et al, 1983; Weiss and Gould eds., 1986; Flath, 1987; Haag et al. eds., 1987; De Knop et al. eds., 1996; 文部省編, 1968) を参照。
- 2) もう少し正確に述べると、本稿が描こうとするのは、戦後の運動部活動が拡大してきた歴史的背景についてではなく、運動部活動が縮小しなかった歴史的背景、言い換えると、負担を被りながらも教師が運動部活動を手放さなかった歴史的背景である。戦後運動部活動の拡大過程の考察は、中澤 (2011a, 2011b) を参照。
- 3) 文部（科学）省が実施してきた「教職員の組織する職員団体に関する実態調査」の結果によると、日教組の全教職員に対する組織率は、1950 年代には 80% を超えていたが、その後減少し続け、1980 年代後半には 50% をわずかに割り込んだ。そして 1989 年の分裂によって大幅に減少し、現在は 30% を回っている。ここから、全教職員に対する日教組の代表性は時代を経るごとに低下しつつあり、とくに分裂後は大きく低下させたといえる。こうした推移を踏まえながらも、本稿の分析時期である 1960 年代から 1980 年代後半に限ると、おおそ過半数の教職員が加盟していたことから、一定の代表性があるといえるだろう。

ただし、教科別に見た場合、体育教員の日教組加盟率が低かった可能性があることに注意が必要である。上述の調査で教科別に集計されているわけではなく、統計的な根拠は確認できていないが、蒐集した資料の中には、体育教員の加盟率が低いという記述を含む資料が少なくなかった。さらに体育教員を、組合活動への理解を示さない集団として批判的に記述する資料もあった。仮に、体育教員の日教組加盟率が低かったとすれば、運動部活動へ殊更に熱心にかかわっていたはずの体育教員の意識や行動が、日教組の見解や運動から排除されていたかもしれず、日教組関連資料の解釈に注意が必要である。一例を挙げると、日教組の共有した運動として本文中で挙げた「選手中心主義」への批判が、体育教員にどれほど当てはまるかは疑問の余地がある。なぜなら、体育教員が読者層の中心であり、執筆者になる場合もあった雑誌

『新体育』『学校体育』『体育科教育』『体育の科学』『健康と体力』などでは、選手中心主義を肯定する議論も確認できるからである。こうした例は、日教組の見解や運動が教員全体のそれらと必ずしも一致せずに、偏りがある可能性を示唆している。

- 4) 社会体育とは、学校体育に対する用語であり、地域社会・企業・家庭などで行われる体育活動の総称として用いられる。
- 5) ただし、そうした組織的な変化を踏まえて、運動部活動に対する見解と運動がどのように変わったのかを考察することは必要であり、今後の課題としたい。
- 6) 資料蒐集は、日本教育会館教育図書館で行った。同図書館は、ごく一部の欠損を除いて、全国教組の各都道府県報告書を所蔵している。
- 7) 1970 年以前以後を含めて、本文中で言及した資料以外に、いくらかのまとまりをもった関連資料として、1966 年の日教組編『体育白書』、1970 年の『教育評論』251 号の特集「クラブ活動を考えるために」、1972 年の『教育評論』277 号の特集「教研活動の成果を職場・地域に（クラブ活動）」、1973 年の『教育評論』290 号の特集「クラブ活動必修化」などがある。しかしこれらは、さまざまな論点や問題が個別に指摘されるに留まっているため、本稿では、日教組の全国レベルの見解を示した資料とは見なさなかった。
- 8) 『教育評論』334・335 号に掲載された「教育課程改革試案」のⅡ.(Ⅱ).3.(2)を参照。なお、そこでは「クラブ活動」という表現で記されている。しかしこれは、教育課程内に設置された必修クラブ活動とは違う、自治的な文化・スポーツ活動を指した表現であるため、本稿では運動部活動に関する記述と見なした。
- 9) 『教育評論』435・436 号に掲載された「現代日本の教育改革」のⅢ.一.2.(二).(3)、Ⅲ.一.3.(三).(1)、①、Ⅲ.(一).3.(三).(2).④を参照。

参考文献

- 相澤真一 (2003) 「戦後日本における教員の知能・能力観の考察」『東京大学大学院教育学研究科紀要』43、pp.77-87.
- 相澤真一 (2005a) 「戦後教育運動の自主編成に関する一考察」『東京大学大学院教育学研究科紀要』45、pp.67-75.
- 相澤真一 (2005b) 「戦後教育における学習可能性留保の構図」『教育社会学研究』76、pp.187-205.
- 相澤真一 (2005c) 「運動イデオロギーとしての〈習熟度別〉批判」『年報社会学論集』18、pp.124-135.
- Aspinall, Robert W., 2001, *Teacher's unions and the politics of education in Japan*, State University of New York Press.

- Bennett, B. L., Howell, M. L. and Simri, U., 1983
Comparative physical education and sport(second edition), Lea & Febiger.
- De Knop, P., Engstrom, L., Skirstad, B. and Weiss, M. R. eds., 1996, *Worldwide trends in youth sport*, Human Kinetics.
- Duke, Benjamin C., 1973=1981, 市川博訳『日本の戦闘的教師たち』教育開発研究所。
- Flath, A. W., 1987, "Comparative physical education and sport: United States/Japan", 『体育学研究』31 (4), pp.257-262.
- Haag, H., Kayser, D. and Bennett, B. L. eds.,1987,
Comparative physical education and sport(volume 4),Human Kinetics Publisher.
- 井上一男 (1970)『学校体育制度史 増補版』大修館書店。
新谷剛彦 (1994)「能力主義と『差別』との遭遇」森田尚人ほか編『教育学年報3 教育のなかの政治』、pp.233-265。
本村吉次 (1969)「課外体育と体育管理上の問題」海後宗臣監修『戦後日本の教育改革 7』東京大学出版会、pp.470-495。
木下秀明 (1970)『スポーツの近代日本史』杏林書院。
前川泰雄編 (1973)『戦後学校体育の研究』不昧堂出版。
正木健雄 (1975)「課外体育に日教組はどう対処してきたか」『体育の科学』25 (9)、pp.597-600。
文部省編 (1968)『外国における体育・スポーツの現状』。
中澤篤史 (2011a)「運動部活動の戦後史(上)」『一橋社会科学』3、pp.25-46。
中澤篤史 (2011b)「運動部活動の戦後史(下)」『一橋社会科学』3、pp.47-73。
日本教職員組合編 (1953-)『日本の教育』。
日本教職員組合編 (1966)『体育白書』。
日本教職員組合権利確立対策委員会 (1989)『部活動を見直そう』。
日本教職員組合教育文化部編 (1951-)『教育評論』。
- Resick, M. C. and Erickson, C. E., 1975, *Intercollegiate and interscholastic athletics for men and women*, Addison-wesley publishing company.
- 関春南 (1997)『戦後日本のスポーツ政策』大修館書店。
竹之下体蔵・岸野雄三 (1983)『近代日本学校体育史』日本図書センター。
- Thurston, Donald R., 1973, *Teachers and politics in Japan*, Princeton University Press.
- 内海和雄 (1998)『部活動改革』不昧堂出版。

